

議案第93号

幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例

幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例（平成30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「同項に規定する」を削り、「第6条第1項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項本文の改正規定、附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定及び附則第3項を附則第4項とし附則第2項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。